### 浄化槽あいち

2019-7 NO. 103

愛知県の花 かきつばた













-般社団法人 愛知県浄化槽協会

### 【表紙の題字は、桑原幹根元愛知県知事の書】

### 1. ご挨拶&協会こよみ

3-4 ご挨拶・協会会議等のこよみ

### 2. 第39回定時社員総会 開催

5-7 第39回定時社員総会 開催

7-8 第39回定時社員総会 懇親会

9 第39回定時社員総会 懇親会 あいさつ 会長 関谷俊征

10 第39回定時社員総会 懇親会 祝辞 愛知県知事 大村秀章

### 3. 全浄連 第7回定時総会より

11 「全浄連 第7回定時総会・懇親会」に出席

12 2019 年度 全浄連活動スローガン、第7回定時総会・決議

### 4. 行政だより

13 「浄化槽法の一部を改正!!!」浄化槽法の一部を改正する法律 概要

14-24 「浄化槽法の一部を改正!!!」浄化槽法の一部を改正する法律 新旧対照表

25 平成30年度 愛知県内新設住宅着工統計

### 5. 協会だより

26 平成30年度 月別法定検査実施結果 (一社) 愛知県浄化槽協会 実施分

27 平成30年度 浄化槽法定検査結果及び不適正の主な内容 7条検査

28 平成30年度 浄化槽法定検査結果及び不適正の主な内容 11条検査

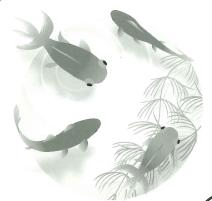
29 令和元年度「第33回全国浄化槽技術研究集会」開催のご案内

30 2019 年度浄化槽試験·講習実施予定表

31 「ご存じですか?」浄化槽管理士証・浄化槽技術管理者受講修了証明証発行について

31 会員情報

〈裏表紙〉 協会休日のお願い



### 暑中お見舞い 申し上げます。

令和元年 盛夏



### -般社団法人 愛知県浄化槽協会

会 長 関谷俊征 理事 近藤千雅 理事 中西孝幸副 会 長 中島敏仁 理事 岩田 伸 監事 永野卓司副 会 長 杉本由夫 理事 福谷智之 監事 浅野政司副 会 長 木村雄三 理事 樋口 隆 監事 井手和男副 会 長 島田吉幸 理事 羽谷三津好 協会 職員一同

専務理事 伊藤和己 理事 奥畑吉生 理 事 青山公美 理事 栗林卓也

### ■協会会議等のこよみ

### 平成31年 1月 .....

11日 第5回正副会長会 第3回使用管理部会

16日 1月理事会

議題・第33回全国浄化槽技術研究集会について

・地方保証制度審査委員会について

報告・2019年度浄化槽推進関係予算(案)の概要について

・愛知県の汚水処理人口普及状況調査結果について

### 2月……

5日 第4回施工部会及び技術委員会合同会議

7日 第4回製造販売部会及び市町村整備事業推進委員会合同会議

8日 第3回事業企画部会

13日 2月理事会

議題・2019年度事業計画(案)について

・ 浄化槽の設置費用等に関する調査について

25-26 日 全浄連事務局長会議

26 日 浄化槽の法定検査に関する全国会議

27日 第3回総務広報委員会

### 3月……

- 7~8日 内部監査
  - 8日 浄化槽の維持管理に関する意見交換会
  - 11日 第6回正副会長会
  - 13 日 愛知県浄化槽指定検査機関会議
  - 14日 全浄連東海地区協議会
  - 15 日 浄化槽法指定検査機関東海北陸ブロック協議会検査員連絡会
  - 18日 愛知県浄化槽維持管理向上連絡会議
  - 19 日 地方保証制度審査委員会

3月理事会

- 議題・2019 年度事業計画(案)について
  - ・2019 年度収支予算(案)について
- 報告 ・浄化槽法改正の動きについて
  - ・環境省 2019 年度浄化槽補助事業 新設浄化槽の取扱いについて
  - ・全浄連事務局長会議の結果について

### 4月……

- 10日 第1回事業企画部会
- 16日 4月理事会
  - 議題・2019年度部会・委員会の委員の異動について
    - ・2019トリエンナーレチケットの購入について
  - 報告・協会の平成30年度事業実施結果について
    - ・愛知県浄化槽維持管理向上連絡会議3/18の結果について
    - ・国会における浄化槽関係の質疑について
- 18日 第1回使用管理部会
- 24日 第1回製造販売部会及び合併浄化槽転換推進委員会
- 25日 第1回施工部会及び技術委員会合同会議

### 令和元年5月……

- 9日 第1回正副会長会議
- 13日 監事監査
- 17日 役員候補選考委員会
- 24日 第1回総務広報委員会
- 28日 浄化槽の維持管理に関する打合せ会議
- 30日 5月理事会
  - 議題・平成30年度事業報告について
    - ・平成30年度収支決算報告書及び監査報告について
    - ・役員の一部改選について
    - ・役員研修会(全国浄化槽技術研究集会)について
  - 報告・「浄化槽設備士試験」のための対策研修会
    - ・あいちトリエンナーレ2019について

### 6月……

- 10日 全浄連東海地区協議会総会
- 13日 第2回事業企画委員会
  - 浄化槽法指定検査機関東海北陸ブロック協議会理事会
- 14~15日 净化槽設備士試験対策研修会
  - 18日 第2回施工部会及び技術委員会合同会議
  - 24日 第39回定時社員総会・懇親会
  - 28日 愛知県浄化槽相談員委嘱式

### 「第39回 定時社員総会」開催

### 全議案を原案通り承認

令和元年6月24日(月)16時00分から16時58分まで 開催日時

キャッスルプラザホテル 鳳凰の間(北) 開催場所

総正会員数 214名

158名(うち委任状出席109名) 出席会員数

閉会の辞 16時、中島副会長の開会のことばにより、開会した。

### 議 事》

第1号議案 平成30年度事業報告について

平成30年度収支決算報告及び監査報告に 第2号議案

ついて

第3号議案 2019年度事業計画(案)について

第4号議案 2019年度収支予算(案) について

第5号議案 役員の一部改選について



関谷俊征会長

### 《議事の経過》

### 第1号議案 平成30年度事業報告について

議長が第1号議案について事務局に説明を求めた。

事務局が定時社員総会議案書に基づき、平成30年度の事業報告について注釈を付し、説明した。 議長が第1号議案について質疑発言を求めたが発言なし。

議長は第1号議案の平成30年度事業報告について承認を諮り、異議なく満場の拍手をもって承認さ れた。

### 第2号議案 平成30年度収支決算報告及び監査報告について

議長が第2号議案について事務局に説明を求めた。

事務局が定時社員総会議案書に基づき、1. 貸借対照表、2. 正味財産増減計算書の前年度との増減が 大きい科目について注釈を付し、説明した。また、公益目的支出計画実施報告書については、計画以上 に遂行していることを説明した。

次いで議長から監事に監査報告を要請した。

監事2名を代表して、永野卓司監事が平成30年度事業報告及び貸借対照表、正味財産増減計算書、 財務諸表に対する注記、附属明細書、財産目録について令和元年5月13日に監査した結果、いずれも 正確であると認めたことを報告した。

議長が第2号議案について質疑発言を求めたが発言なし。

議長は第2号議案の平成30年度収支決算報告及び監査報告について承認を諮り、異議なく満場の拍 手をもって承認された。

### 第3号議案 2019年度事業計画(案)について

議長が第3号議案について事務局に報告を求めた。

事務局が定時社員総会議案書に基づき、検査、広報宣伝、技術の向上、組織の強化、行政協力、合併 処理浄化槽の推進について要点を絞って説明した。

議長が第3号議案について質疑発言を求めたが発言なし。

議長は第3号議案の2019年度事業計画(案)について承認を諮り、異議なく満場の拍手をもって承認 された。

### 39回定時社員総







定時社員総会の様子

### 第4号議案 2019年度収支予算(案)について

議長が第4号議案について事務局に報告を求めた。

事務局が定時社員総会議案書に基づき、2019 年度収支予算(案)について説明した。 特に浄化槽法定検査手数料については、2019 年度の検査基数の見通しから 2019 年度の予算額を説明した。経常費用に関しては、給料手当、賞与、福利厚生費、退職給付費用のいわゆる人件費に関するものと、それ以外に増減額の大きくなっている勘定科目、金額の大きい勘定科目を中心に説明し、事業費の修繕費、車両維持費、賃借料、租税公課、研修費、水質検査機器損料に関しては、前年度予算額と対比し説明した。実施事業会計については、愛知県への報告通り実施する計画である旨説明した。

議長が第4号議案について質疑発言を求めたが発言なし。

議長は第4号議案の2019年度収支予算(案)について承認を諮り、異議なく満場の拍手をもって承認された。

### 第5号議案 役員の一部改選について

議長が第5号議案について事務局に説明を求めた。

事務局が、現役員の任期は来年の定時社員総会までであるが、今般、一部の役員から異動等に伴い退任の届出がなされたことから、役員候補選考委員会規程に基づき 5 月 17 日(金) に同委員会が開催された旨説明した。

次いで議長から同委員会の倉地委員長に役員候補について報告を要請した。 倉地委員長から次の理事3名監事1名の役員候補者名簿が発表された。

理事 奥 畑 吉 生 フジクリーン工業株式会社 名古屋支店 (新任)

理事 栗 林 卓 也 株式会社西原ネオ 中部支社 (新任)

理事 中 西 孝 幸 一般社団法人 愛知県浄化槽協会 (新任)

監事 井 手 和 男 クボタ浄化槽システム株式会社 中部営業所 (新任)

議長が役員候補者について役員として承認を諮った。

異議なく満場の拍手によって理事3名、監事1名の役員候補者全員が来年の定時社員総会までの役員として承認された。

議長は以上をもって本総会の全議事終了を告げ、議長席を降増した。

### 閉会の辞

16時57分 杉本副会長の閉会のことばにより、一般社団法人愛知県浄化槽協会第39回定時社員総会を閉会した。



定時社員総会の様子



杉本由夫副会長 閉会の辞

第39回 定時社員総会・懇親会

### 「懇親会に多数の来賓と会員が出席」



引き続き、17時30分より懇親会が開かれ、多くのご来賓の方々と 会員が集った。

木村雄三副会長の開会宣言により始められ、大村秀章愛知県知事よりご祝辞を、伊藤忠彦衆議院議員、里見隆治参議院議員、神野博史愛知県議会議長よりご挨拶を賜り、岩村進次顧問の乾杯のご発声により、懇親会は終始和やかに進められ、19時まで参加者一同、懇親を深めた。



木村雄三副会長 開会宣言



関谷俊征会長 挨拶



大村秀章愛知県知事 祝辞

### 第39 定回時社員総会・懇親会



伊藤忠彦衆議院議員



里見隆治参議院議員



神野博史愛知県議会議長





国会、県議会の議員の皆様



岩村進次顧問 乾杯



島田吉幸副会長 中締め





### 第39回定時社員総会 懇親会

### あいさつ

### 一般社団法人 愛知県浄化槽協会 会長 関谷 俊征

皆さんこんにちは。当協会の会長を仰せつかっております関谷と申します。

本日は、私どもの総会懇親会に大村知事をはじめ、多くのご来賓の皆様にご出席いただきました。大変お忙しいところを本当にありがたく思っております。また、平素は私どもの協会に格別のご指導を賜っておりますことを、重ねてこの場をお借りしましてお礼を申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

先ほど定時社員総会を行いました。上程をさせていただきました議案、全て慎重審議の上、 承認可決をされましたのでご報告をさせていただきます。

昨年10月、第32回全国浄化槽技術研究集会をこの愛知の地で開催いたしました。その時にも大村知事にお出掛けいただきました。特に、新しい技術を中心にいわゆる浄化槽の役割というものをこの愛知の地から全国に発信することができ、とても良かったと喜んでおります。

浄化槽の特徴というのは、いつもお話しさせていただいておりますが、経済的そして効率的に優れているということが浄化槽そのものの特質であり、これからの国づくりにお役に立つだろうと私どもは自負しているところであります。

もうすぐ国会が会期末を迎える中、今日は、伊藤先生、里見先生にはお忙しいところご出席 いただき誠にありがとうございます。

この国会で浄化槽法を一部改正する法案が可決されました。これは私ども協会の一つの大きな願いだった単独処理浄化槽から生活雑排水を一緒に処理をする合併処理浄化槽への転換を指導強化することも、この法律で改正していただきました。また全国的にも差はありますが、浄化槽の設置状況については、市町村であまり把握されていない状況であります。そういうことから浄化槽台帳の作成ということも今回の法律改正で規定されました。この法律改正によって浄化槽の基本的な環境整備をしていただき大変喜んでおりますが、同時にそれを受けて協会としてもより一層頑張って行かないといけないと思っております。

今まで、関係行政の皆様とは、折に触れ連携をとらせていただき、いろいろご指導いただいております。これからも関係業界の方々のご支援、ご協力を得て愛知県下における新しい浄化槽の環境整備に全力を尽くしてまいります。浄化槽の設置基数で愛知県は全国でトップレベルでありますから、その責任も大きいと考えております。

いずれにしましても、関係の皆様と共に手を携えて愛知県を良くするために頑張って行きたいと思いますので、改めまして一年間、皆様方のご支援ご協力を賜りますことをお願い申し上げ、また、繰り返しになりますが、本日ご参加をいただきましたことに心から感謝申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

### 第39回定時社員総会 懇親会

### 祝辞

### 愛知県知事 大村 秀章

皆さんこんにちは。愛知県知事の大村秀章です。

本日は愛知県浄化槽協会の第39回定時社員総会並びに懇親会が、盛大に開催されますことを 心からお慶び申し上げます。

関谷会長をはじめ会員の皆様、そして関係の皆様方には常日頃から県民生活の向上や環境整備、 また、私どもの建築行政等に格別のご支援ご尽力を賜り、心から感謝を申し上げます。

また、1974年の創立以来、45年の長きに渡り、浄化槽の検査・指導と調査・研究等を通じて、県民生活の向上に大きな役割を果たされておられることに、心から厚くお礼を申し上げます。

さて、先ほど会長のお話にもございましたが、愛知県の2017年度の浄化槽設置数は約54万基で全国第2位であり、その内2017年度に新設された数は8,099基と全国第1位となっております。 今後も引き続き皆様にお力添えをいただくのではないかと思っております。

また、平成30年度の新設住宅着工戸数では、愛知県は前年度の9.7%増の68,801戸と4年連続の増加という結果となりました。引き続き、人を惹きつける住まいやまちづくりの推進にしっかり取り組んで行ければと思っております。

本県は、産業的にも非常に企業の投資意欲も旺盛でありますし、鉄道・道路ネットワークなどのインフラ整備を進めました結果、人口もこの8年間で14万人伸びて現在755万人ということになっております。

引き続き皆様と共に、愛知の更なる前進のために力を合わせて頑張って行きたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

また、こちらも先ほど会長からお話しがございましたが、国会では6月12日に浄化槽の管理 の強化や合併処理浄化槽への転換を促す改正浄化槽法が可決成立いたしました。従いましてこれ からますます皆様の役割は重大となってくると思います。

愛知県浄化槽協会の皆様には、良好な住環境、地域の水環境の整備、そして県民生活の向上に むけて、引き続きご支援ご指導賜りますように、心からお願い申し上げましてお祝いのご挨拶と させて頂きます。

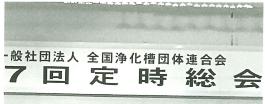
本日はおめでとうございました。

### 「全浄連 第7回定時総会・懇親会」に出席

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会は、6月26日(水) にホテルグランドヒル 市ヶ谷において第7回定時総会を開催しました。

平成30年度事業報告及び収支決算、スローガン、定時総会決議などを審議し、 原案通り承認されました。

総会後の懇親会は、原田義昭環境大臣を始め多数の来賓が出席され、盛大に開催 されました。





上田勝朗全浄連会長 挨拶



松田尚之環境省浄化槽推進室長 祝辞



関谷俊征会長 監査総会事業報告等



原田義昭環境大臣 懇親会挨拶

### 2019年度 全浄連活動スローガン

### 浄化槽で守ろう僕たちの水環境 浄化槽で考えよう私たちの未来

(平成30年度「浄化槽の日」標語最優秀賞作品 福岡県 島田 瑚子 様)

### 全浄連 第七回定時総会 決議

### 浄化槽リノベーションのさらなる加速に向けた 今後の取り組みについて

- 一、宅内配管工事の支援と単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換のさらなる 推進及び緊急性の高い老朽化した浄化槽の転換推進。
- 二、市町村による効率性及び経済性の観点からより広範囲に及ぶ浄化槽処理促進 区域の指定と浄化槽整備区域における整備事業の推進。
- 三、検査、保守点検、清掃情報も共有する統一性のある浄化槽台帳システムの推進。
- 四、保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修機会の確保。
- 五、エネルギー効率の低い既存の合併処理浄化槽の交換や先進的な省エネ型家庭 用浄化槽の導入により低炭素化と省エネ化の促進。
- 六、「防災、減災の観点から災害に強い浄化槽の速やかな整備促進」のため、平 常時から学校、公民館等の公的施設(避難所)への浄化槽の設置と活用。
- 七、浄化槽の維持管理費用について公的補助の推進。
- 八、関係法令改正を前提にした具体策への着手。

二〇一九年六月二十六日 一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 会 長 上 田 勝 朗

### 「浄化槽法の一部を改正!!!」

浄化槽法の一部を改正する法律(令和元年法律第40号)は、令和元年6月19日に 公布されました。

改正の概要と新旧対照表は以下のとおりです。

環境省HP http://www.env.go.jp/recvcle/jokaso/data/law/r01 law40.html

### 浄化槽法の一部を改正する法律 概要

- |法改正の背景|・我が国では単独処理浄化槽(※)が浄化槽全体の53%、400万基残存。 環境負荷の低い合併処理浄化槽への転換を促すことが必要。 ⇒ 第1・第2・第5
  - ※し尿のみを処理する浄化槽。平成12年法改正で原則として新設は禁止。 ・水質に関する定期検査の受検率は40%にとどまり、浄化槽管理の強化が必要。 ⇒ 第3 ~ 第7

### 第1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽(※)に係る浄化槽管理者に対し、 当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生 上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができること。

- ⇒相当の期限を定めて勧告・命令も可能。
- ※「特定既存単独処理浄化槽」=既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活 環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの

### 第2 公共浄化槽

### 公共浄化槽の設置に関する計画

市町村は、公共浄化槽の設置をしようとするときは、当該公共浄化槽の設置について 建築物の所有者等の同意を得て、計画を作成すること。

(計画は、下水道(予定)処理区域外の浄化槽処理促進区域を対象)

### 二 排水設備の設置等

- ・ 公共浄化槽の設置が完了したときは、一の同意をした建築物の所有者は、遅滞なく、 汚水を当該公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置し、及びくみ取便 所を水洗便所に改造しなければならないこと。
  - ⇒違反者には勧告・命令が可能。
- ・ 市町村は、排水設備を設置しようとする者に必要な資金の融通又はそのあっせん等の 援助に努めること。(国による市町村への援助も規定)

### 三 その他公共浄化槽に関し必要な事項

- ・ 排水設備の検査
- 使用に係る料金 など

### 第3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知 事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検 査の義務を免除すること。

### 第4 浄化槽台帳の整備

都道府県知事は、浄化槽に関する台帳を作成し、保管しな ければならないこと。

### 第5 協議会の設置

地方公共団体は、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協 議を行うための協議会を組織することができること。

### 第6 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の 機会の確保に関する事項を追加すること。

### 第7 環境大臣の責務

環境大臣は、都道府県知事に対して、定期検査に関する事 務等に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うよう に努めなければならないこと。

施行日:公布日から1年以内で政令で定める日

### 浄化槽法の一部を改正する法律 新旧対照表

### 浄化槽法の一部を改正する法律 新旧対照表

○浄化槽法 (昭和五十八年法律第四十三号)

(傍線部分は改正部分)

| ○ 符化相注 ( 昭和五十八年 注傳 第四十三号 )                                   | (夜滤距公立均用距公)                    |
|--|--------------------------------|
| 投 卍 後  | 改 卍 詎                          |
| 皿炎   | 皿茶                             |
| 統一御・統一神 [22]   | 紙   御・継   御 〔 22〕              |
| 第三章 浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃等(第八条—第十二                                | 第三章 浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃等(第八条—第十二  |
| <u> </u>   | <u>₩611)</u>                   |
| 第三章の二 浄化槽処理促進区域  | [                              |
| 第一節 浄化槽処理促進区域の指定(第十二条の四)                                     | (                              |
| 第二節 公共浄化槽(第十二条の五―第十二条の十七)                                    | [                              |
| 無回神~無十一神 [唇]   | 無囚掛~無十一骨 〔智〕                   |
| <b>室</b> 記   | <b>室</b> 副                     |
|  |                                |
| (何業)   | (所裁)                           |
| 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ                               | 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ |
| ぞれ当該各号に定めるところによる。  | ぞれ当該各号に定めるところによる。              |
| [  | (智)                            |
| 一の二 公共浄化槽 第十二条の四第一項の規定により指定され                                | [ 権 概 ]                        |
| た浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽のうち、第十二条の五                                 |                                |
| 第一項の設置計画に基づき設置された浄化槽であって市町村が                                 |                                |
| 管理するもの及び第十二条の六の規定により市町村が管理する                                 |                                |
| <b>挙行  種</b> なこ  な  っ  で  の  で  の  で  の  で  の  の  の  の  の  の |                                |
|  |                                |

[1]

五

2~で [魯]

化槽 (使用が再開されたものを除く。) については、この限りでな

(浄化博管理者の義務)

すべきときは、この限りでない。

11~十11 〔霍〕

四 [盤]

(設置等の届出、勧告及び変更命令)

直以外に校流するための設備又は陥設として、浄化贈以外のもの

(下水道法に関定する公共下水道及び流域下水道並びに発棄物の

一項、第十二条の四第二項、第五章、第四十八条第四項、第四十

回(麋児省令で定める場合にあつては、麋児省令で定める回数)、 浄化槽の保守点銜及び浄化槽の清掃をしなければならない。 <u>七乞</u> 浄化槽の保守点檢及び浄化槽の清掃をごなければならない。 し、第十一条の二第一項の規定による使用の休止の届出に係る争

一項において準用する場合を含む。) の規定により建築主事に通知

の・の [叠]

第十条の二 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用開始の日(当該浄 第十条の二 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用開始の日から三十 **化槽である場合にあっては、当該公共浄化槽について第十二条の** 事に提出しなければならない。 十一の規定による最初の届出があった日)から三十日以内に、環

第三条の二 何人も、便所と連結してし尿を処理し、終末処理下水 第三条の二 何人も、便所と連結してし尿を処理し、終末処理下水 道以外に放流するための設備又は施設として、浄化槽以外のもの (下水道法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに発棄物の 処理及び清掃に関する法律第六条第一項の規定により定められた一 処理及び清掃に関する法律第六条第一項の規定により定められた 計画に従って市町村が設置したし尿処理施設を除く。)を設置して 計画に従って市町村が設置したし尿処理施設を除く。)を設置して はならない。ただし、下水道法第四条第一項の事業計画において はならない。ただし、下水道法第四条第一項の事業計画において 定められた同法第五条第一項第五号に規定する予定処理区域内の 定められた同法第五条第一項第一号に規定する予定処理区域内の 者が排出するし尿のみを処理する設備又は施設については、この( 者が排出するし尿のみを処理する設備又は施設については、この 限りでない。

(2) [2]

11~十11 〔徨〕

(設置等の届出、勧告及び変更命令)

第五条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(国土 第五条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(国土 交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。第七条第一項に

交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。第七条第一項に おいて同じ。) をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定 ねいて同じ。) をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定 めるところにより、その旨を都道府県知事(保健所を設置する市 めるところにより、その旨を都道府県知事(保建所を設置する市 又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第五項、第七条第一 又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第五項、第七条第

一項、第五章、第四十八条第四項及び第五十七条を除き、以下同 | 九条第一項及び第五十七条を除き、以下同じ。) 及び当該都道府県| じ。) 及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なけれ

知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない。ただし、「ばならない。ただし、当該浄化槽に関し、建築基準法第六条第一 当該浄化槽に関し、建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第 項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定 一項において準用する場合を含む。)の規定による健築主事の確認 による健築主事の確認を申請すべきとき、又は同法第十八条第二 を申請すべきとき、又は同法第十八条第二項(同法第八十七条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定 により建築主事に通知すべきときは、この限りでない。

20~10 [盤]

(浄化贈管理者の義務)

第十条 浄化槽管理者は、蹊螭省令で定めるところにより、毎年一 第十条 浄化槽管理者は、骙螭省令で定めるところにより、毎年一 回 (環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数)、

20・20 [盤]

<u>化槽が第十二条の五第一項の設置計画に基づき設置された公共浄</u> 目以内に、環境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知

(環境大臣の責務) 第十二条の三 環境大臣は、都道府県知事に対して、第十一条第一 〔新設〕

ල [盤]

告をすることができる。

助言をすることができる。

していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生 上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の 期限を定めて、同項本文の水質に関する検査を受けるべき旨の勧

(定期検査についての勧告及び命令等)

ることを知ったときは、環境省令で定めるところにより、当該浄 化槽の使用を再開した日文は当該浄化槽の使用が再開されている ことを知った日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け 田なければならない。

の [徨]

することができる。

2 都道府県知事は、浄化槽管理者が第十一条第一項の規定を遵守 2 都道府県知事は、浄化槽管理者が第十一条第一項の規定を遵守 していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生 上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の 期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告を

第十二条の二 都道府県知事は、第十一条第一項の規定の施行に関 第十二条の二 都道府県知事は、第十一条第一項の規定の施行に関 し必要があると認めるときは、浄化博管理者に対し、同項本文の し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質 水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言 をすることができる。

<u>継十一件の二</u> [ 唇 ]

(定期検査についての勧告及び命令等)

2 浄化槽管理者は、前項の規定による使用の休止の届出に係る浄 化槽の使用を再開したとき又は当該浄化槽の使用が再開されてい

て当該浄化槽の清掃をしたときは、環境省令で定めるところによ り、当該浄化槽の使用の休止について都道府県知事に届け出るこ とができる。

第十一条の二 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用の休止に当たっ 〔海設〕

(使用の休止の届出等)

準用する。

2 第七条第二項の規定は、前項本文の水質に関する検査について。2 第七条第二項の規定は、前項の水質に関する検査について準用

い。ただし、次条第一項の規定による使用の休止の届出に係る浄 化槽(使用が再開されたものを除く。)については、この限りでな

(使壓強性)

2・6 [響]

境省令で定める事項を記載した報告書を都道府県知事に提出しな ければならない。

第十一条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年 第十一条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年 一回 (緊緊省令で定める浄化槽については、緊緊省令で定める回 | 回 (緊緊省令で定める浄化槽については、緊緊省令で定める回 数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならな 数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならな

の・の [盤]

(定期検査)

4<

項本文の水質に関する検査に関する事務その他この章に規定する 事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うよ うに努めなければならない。

### 第三章の二 浄化槽処理促進区域

[楚蝦]

### 第一節 浄化槽処理促進区域の指定

[海殿]

第十二条の四 市町村は、当該市町村の区域(下水道法第二条第八 [新設] 号に規定する処理区域及び同法第五条第一項第五号に規定する予 定処理区域を除く。) のうち自然的経済的社会的諸条件からみて浄 化槽によるし尿及び維排水(以下「汚水」という。)の適正な処理 を特に促進する必要があると認められる区域を、浄化槽処理促進 区域として指定することができる。

- 2 市町村は、前項の規定により浄化槽処理促進区域を指定しよう とするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければなら なる。
- 3 市町村は、第一項の規定による指定をしたときは、環境省令で 定めるところにより、その旨を公告しなければならない。
- 4 前二項の規定は、浄化槽処理促進区域の変更又は廃止について 準用する。

第二節 公共浄化槽

[粧蝦]

(設置等)

第十二条の五 市町村は、浄化槽処理促進区域内に存する建築物(国 〔新設〕 又は地方公共団体が所有する建築物を除く。)に居住する者の日常 生活に伴い生ずる汚水を処理するために浄化槽を設置しようとす るときは、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、浄化 槽の設置に関する計画(以下「設置計画」という。)を作成するも Bかがる。

- 2 設置計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- ── 前項に規定する浄化槽ごとに、設置場所、種類、規模及び能
- ゴ 前項に規定する浄化槽ごとに、設置の予定年月日
- 三 その他国土交通省令・環境省令で定める事項
- る 市町村は、設置計画を作成しようとするときは、環境省令で定 めるところにより、あらかじめ、第一項に規定する浄化槽ごとに、 当該浄化槽を設置することについて、当該浄化槽が設置される土 地の所有者及び当該浄化槽で汚水を処理させる建築物の所有者の 同意を得なければならない。
- **4 市町村は、設置計画を作成しようとする場合において、国土交**

1.1

めるものとする。 との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努又はそのあつせん、その設置又は改造に関し利害関係を有する者便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通中町村は、第一項の規定により排水設備を設置し、又はくみ取

- は、この限りでない。
  が困難な事情がある場合等相当の理由があると認められる場合
  却され又は移転される予定のものである場合、必要な資金の調道すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除を定めて、排水設備を設置し、又はくみ取便所を水洗便所に改造
  引 市町村は、第一項の規定に違区している者に対し、相当の期限
- 他の維持は、当該建築物の占有者が行うものとする。 の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項

以下同じ。) に改造しなければならない。
関所を水洗便所 (汚水管が公共浄化槽に連結されたものに限る。物にくみ取倒所が設けられているときは、遅滞なく、そのくみ取いう。) を設置しなければならない。この場合において、当該建築党であために必要な汚水管その他の排水施設(以下「排水設備」とったときは、運需なく、当該建築物の汚水を公共浄化槽に流入さ定による通知を受けたとき又は同条第二項の規定による公告があ

の所有者及びその相続人その他の一般承継人は、前条第一項の規第十二条の人 第十二条の五第三項の規定による同意をした建築物「新設」(排水設備の設置等)

40 10 °°

□ 前項の規定による通知は、公告をもつてこれに代えることがで有者に対し、その旨を適知しなければならない。

たときは、当該浄化槽で汚水を処理させることとなる建築物の所第十二条の七 市町村は、設置計画に基づき浄化槽の設置が完了し〔新設〕

(設置の完了の通知等)

で定めるところにより、自ら管理することができる。あって地方公共団体以外の者が所有するものについて、環境省令

第十二条の六 市町村は、浄化槽処理促進区域内に存する浄化槽で 〔新設〕

ら 前二項の規定は、設置計画の変更について準用する。

があったものとみなす。 第一項の規定による届出及び同条第四項ただし書に規定する通知の日において、第一項に規定する浄化槽の設置について、第五条知事及び特定行政庁に協議し、その同意を得たときは、当該同意通省合・環境省合で定めるところにより、あらかじめ、都道府県

10

1 [11]

第十二条の十二 市町村は、公共浄化槽の機能及び構造を保全し、 〔蔣設〕 又は公共浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質を第四条 第一項の技術上の基準に適合させるために必要な限度において、

(排水設備等の検査)

設備が設置されている建築物の占有者は、当該建築物に係る公共 浄化槽の使用を開始したときは、環境省令で定めるところにより、 当該公共浄化槽の使用を開始した日から三十日以内に、その旨を 市町村に届け出なければならない。

(使用の開始の届出)

第十二条の十一 汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排入 〔新設〕

2 前二条の規定は、前項の規定により承認を受けた者について準

備を第十二条の五第三項の規定による同意に係る建築物以外の建 築物に設置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、 あらかじめ、市町村の承認を受けなければならない。

第十二条の十 汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排水設 〔新設〕

き損失を補償しなければならない。

(排水設備の設置の承認)

| 4 | 前頃の規定により他人の土地を使用した者は、当該使用により 他人に損失を与えた場合においては、その者に対し、通常生ずべ

③ 第一項の規定により他人の土地に排水設備を設置することがで きる者又は前条第二項の規定により当該排水設備の維持をしなけ ればならない者は、当該排水設備の設置、改築若しくは修繕又は 維持をするためやむを得ない必要があるときは、他人の土地を使 用することができる。この場合においては、あらかじめ、その旨 を当該土地の占有者に告げなければならない。

3 前項の規定により他人の排水設備を使用する者は、その利益を 受ける割合に応じて、その設置、改築、修繕及び維持に要する費 用を負担しなければならない。

この場合においては、他人の土地又は排水設備にとつて最も損害 の少ない場所又は箇所及び方法を選ばなければならない。

(排水設備の設置等に関する受忍義務等) 第十二条の九 前条第一項の規定により排水設備を設置しなければ 〔新設〕 ならない者は、他人の土地又は排水設備を使用しなければ汚水を 公共浄化槽に流入させることが困難であるときは、他人の土地に 排水設備を設置し、又は他人の排水設備を使用することができる。

□は、市町村が前項の資金の融通を行う場合には、これに必要 な資金の融通又はそのあつせんに努めるものとする。

114

18

その職員をして他人の土地又は建物に立ち入り、排水設備その他 の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合 においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならな

- 2 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、 かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならな
- g 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈して はならない。

(使用制限)

第十二条の十三 市町村は、公共浄化槽に関する工事を施工する場 〔海設〕 合その他やむを得ない理由がある場合には、当該公共浄化槽の使 用を一時制限することができる。

2 市町村は、前項の規定により公共浄化槽の使用を制限しようと するときは、使用を制限しようとする期間及び時間制限をする場 合にあつてはその時間をあらかじめ関係者に周知させる措置を講 じなければならない。

(英領)

第十二条の十四 市町村は、条例で定めるところにより、公共浄化 [新設]

槽の使用に係る料金を徴収することができる。\_

- 2 前項の料金は、次の原則によって定めなければならない。
- | 汚水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当な ものであること。
- | 能率的な管理の下における適正な原価を超えないものである 11-U°
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 回 特定の使用者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこ

(他人の土地の立入り)

第十二条の十五 市町村又はその命じた者若しくは委任した者は、 〔新設〕 公共浄化槽に関する調査、測量若しくは工事又は公共浄化槽の管 理のためやむを得ない必要があるときは、他人の土地に立ち入る ことができる。

2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとするときは、あら かじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。 ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限り P.450

3 第一項の規定により宅地又は垣、柵等で囲まれた土地に立ち入 ろうとするときは、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地

14

第四十九条 都道府県知事は当該都道府県の区域(保健所を設置す 第四十九条 削除 る市及び特別区の区域を除く。)に存する浄化槽ごとに、保健所を 設置する市又は特別区の長は当該市又は特別区の区域に存する浄 化槽ごとに、次に掲げる事項を記載した浄化槽台帳を作成するも らったる。

(浄化槽台帳の作成)

∞・4 [磊]

回・円 〔씀〕

三 浄化槽管理士の設置及び浄化槽管理士に対する研修の機会の 三 浄化槽管理士の設置に関する事項 確保に関する事項

|・1| [숕]

第四十八条 〔略〕

のほか、公共浄化槽の設置及び管理に関し必要な事項は、市町村 の条例で定める。

回・圧 〔皆〕 ∞・4 [舞]

|・|| 〔笙〕

定めるものとする。

2 前項の条例には、登録の要件、登録の取消し等登録制度を設け | 2 前項の条例には、登録の要件、登録の取消し等登録制度を設け る上で必要とされる事項を定めるほか、次の各号に掲げる事項を る上で必要とされる事項を定めるほか、次の各号に掲げる事項を

第四十<条 〔 [ 2]

(条例で規定する事項) 第十二条の十七 この法律又はこの法律に基づく命令で定めるもの [新設]

2 前項本文の建築物の所有者は、同項ただし書に規定する場合に おいて、排水設備の使用を廃止しようとするときは、あらかじめ、 環境省令で定めるところにより、その旨を市町村に届け出なけれ ばならない。

設備が設置されている建築物の所有者は、当該排水設備の使用を 廃止してはならない。ただし、当該建築物を撤去する場合その他 環境省令で定める場合は、この限りでない。

(排水設備の使用の廃止) 第十二条の十六 汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排水 〔海設〕

7 市町村は、第一項の規定による立入りによつて損失を受けた者 に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

○ 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の 規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

を提示しなければならない。

厨 第一項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その 身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これ

| 日出前及び日没後においては、占有者の承諾があった場合を除 き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

の占有者に告げなければならない。

→ その浄化槽の存する土地の所在及び地番並びに浄化槽管理者

| 第七条第一項及び第十一条第一項本文の水質に関する検査の 実施状況

三 その他環境省令で定める事項

- 2 都道府県知事は、浄化槽台帳の作成のため必要があると認める ときは、関係地方公共団体の長その他の者に対し、浄化槽に関す る情報の提供を求めることができる。
- 同計に規定するもののほか、浄化槽台帳に関し必要な事項は、 環境省令で定める。

(େ網(4)

第五十四条 都道府県及び市町村は、浄化槽管理者に対する支援、【新設】 公共浄化槽の設置等、浄化槽台帳の作成その他のその都道府県又 は市町村の区域における浄化槽による汚水の適正な処理の促進に 関し必要な協議を行うため、麋魔省令で定めるところにより、当 該都道府県又は市町村、関係地方公共団体及び浄化槽管理者、浄 化槽工事業者、浄化槽清掃業者、第四十八条第一項の登録を受け た浄化槽の保守点検を業とする者、指定検査機関その他の当該都 道府県又は市町村が必要と認める者により構成される協議会(次 項及び第三項において単に「協議会」という。)を組織することが

ENINO.

☑ 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員 は、その協議の結果を尊重しなければならない。

引 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要 な事項は、協議会が定める。

[霊ゆ]

(指定検査機関)

者を指定する。

罰金に処する。

|・|| 〔控〕

三 第十二条の八第三項(第十二条の十第二項において準用する 〔新設〕 場合を含む。)の規定による命令に違反した者

第 日十 日 条・ 第 日 十 日 条 〔 唇 〕

第H十七条 型深

(指定檢查機関)

第五十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域において第七条 第五十七条 都道府県知事は、当該都道府県の区域において第七条 第一項及び第十一条第一項本文の水質に関する検査の業務を行う 第一項及び第十一条第一項の水質に関する検査の業務を行う者を 指定する。

で (盤)

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の 第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の 罰金に処する。

|・|| [盤]

回 第十二条の十第一項の規定に違反して承認を受けないで排水 設備を設置した者

- 五 第十二条の十二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は 忌避した者
- 大 第十二条の十五第六項の規定に違反して土地の立入りを拒 み、又は妨げた者
- → 第十二条の十六第一項の規定に違反して排水設備の使用を廃 止した者

✓ → ▼
(福)

第六十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ 第六十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ ても、各本条の罰金刑を科する。

料に処する。

- | 第十一条の二第一項の規定による届出をする場合において虚 偽の届出をした者
- | 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十二条の十一又は第

[楚蝦]

[楚盟]

[犛蝦]

[海歌]

Ⅲ~干Ⅰ (盤)

の他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条、第 の他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条、第 六十二条、第六十三条及び第六十四条(第十三号を除く。)の違反 六十二条、第六十三条及び第六十四条(第八号を除く。)の違反行 も、各本条の罰金刑を科する。

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過 第六十八条 第十一条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届 <u>田をした</u>者は、五万円以下の過料に処する。

[楚談]

[海歌]

十二条の十六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出 をした者

密 副

(特定既存単独処理浄化槽に対する措置)

を改正する法律(平成十二年法律第百六号)附則第二条に規定する。第九条の三第一項中「又は当該建築物について宅地建物取引業 下「特定既存単独処理浄化槽」という。)に係る浄化槽管理者に対 し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の 保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をするこ とができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による助言又は指導をした場合に おいて、なお当該特定既存単独処理浄化槽の状態が改善されない と認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の期 限を定めて、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措 置をとることを勧告することができる。

密 副

(建築基準法の一部改正)

第十一条 都道府県知事は、既存単独処理浄化槽(浄化槽法の一部 第十一条 建築基準法の一部を次のように改正する。

必既存単独処理浄化槽をいる。)であって、第十一条第二項の規定 「保る取引をした宅型を取りたます」を「若しくは当該連続物で において準用する第七条第二項の規定による報告その他の情報か ついて宅地建物取引業に係る取引をした宅地建物取引業者又は当 大な支端が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの(以 甲法律第百号)」の下に「、浄化博法(昭和五十八年法律第四十三 号)」を、同条第二項中「建設業法」の下に「、浄化槽法」を加え NO.

| 1 | 1 | 1 |
|---|---|---|
| 1 | ш | ı |

- マ、その勧告に係る措置をとろことを命ずることができる。 に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の期限を定め 由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特別 別請所供知事は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理
- 5 第三項の命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。
- きは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたとり 法人の代表者又は法人者とくは人の代理人、使用人その他の従

刑を科する。 表は、行為者を置するほか、その法人又は人に対しても、同項

○浄化槽法の一部を改正する法律(平成十二年法律第百六号) [附則第四条関係]

(廃線部分は改正部分)

第二条 この法律による改正前の浄化槽法第二条第一号に規定する 第二条 この法律による改正前の浄化槽法第二条第一号に規定する(既存単独処理浄化槽に係る経過措置等)
附 則
改 正 後
改 正 前

1.101

### 平成30年度 愛知県内 新設住宅着工統計

|   | 区    | 分        |       |   |        | 平成30年度 |      | 平成29年度 |
|---|------|----------|-------|---|--------|--------|------|--------|
|   |      | <b>л</b> |       | 戸 | 数      | 前年度比   | 構成比  | 戸 数    |
|   | 4    | 1        | - 1   |   | 戸      | %      | %    | 戸      |
|   | 新    | 設 住 宅    | 計     |   | 68,801 | 9.7    | _    | 62,724 |
| 利 |      |          |       |   |        |        |      |        |
| 用 | 持    | 家        |       |   | 19,757 | 3.2    | 28.7 | 19,136 |
| 関 | 貸    | 家        |       |   | 26,690 | 3.5    | 38.8 | 25,775 |
| 係 | 給与   |          |       |   | 978    | 189.3  | 1.4  | 338    |
| 別 | 分譲   |          |       |   | 21,376 | 22.3   | 31.1 | 17,475 |
|   | 民間   |          |       |   | 59,243 | 10.9   | 86.1 | 53,422 |
| 資 | 公的   |          |       |   | 9,558  | 2.8    | 13.9 | 9,302  |
| 金 |      | 公 営 ′    | 住 宅   |   | 700    | △ 5.4  | 1.0  | 740    |
| 別 |      | 機構       | 融資    |   | 3,552  | 1.7    | 5.2  | 3,491  |
|   |      | 都 市 7    | 機構    |   | 90     | 38.5   | 0.1  | 65     |
|   |      | そ の      | 他     |   | 5,216  | 4.2    | 7.6  | 5,006  |
|   | 合 計  | 一戸建・     | 長屋 建  |   | 40,209 | 2.6    | 58.4 | 39,191 |
| 建 |      | 共 同      | 建     |   | 28,592 | 21.5   | 41.6 | 23,533 |
| て | 貸家   | 一戸建・     | 長屋 建  |   | 7,338  | △ 4.8  | 10.7 | 7,712  |
| 方 | 貝多   | 共 同      | 建     |   | 19,352 | 7.1    | 28.1 | 18,063 |
| 別 | 分譲住宅 | 一戸建・     | 長屋 建  |   | 13,066 | 6.5    | 19.0 | 12,267 |
|   | 力禄任七 | 共 同      | 建     |   | 8,310  | 59.6   | 12.1 | 5,208  |
|   | 木    | 造        |       |   | 38,803 | 5.0    | 56.4 | 36,952 |
| 構 | 非 :  | 木 造      |       |   | 29,998 | 16.4   | 43.6 | 25,772 |
|   |      | 鉄骨・鉄筋コン  | クリート造 |   | 157    | △ 42.9 | 0.2  | 275    |
| 造 |      | 鉄筋コンク!   |       |   | 16,845 | 26.1   | 24.5 | 13,356 |
|   |      | 鉄骨       | 造     |   | 12,922 | 7.0    | 18.8 | 12,082 |
| 別 |      | コンクリートブ  | ロック造  |   | 0      | _      | 0    | 0      |
|   |      | そ の      | 他     |   | 74     | 25.4   | 0.1  | 59     |
|   | プレ   |          | 宅     |   | 10,664 | 0.5    | 15.5 | 10,610 |

### 平成30年度 建築物着工統計

|   |   |    |       | <u></u> |                   |       | 平成30年度 |      | 平成29年度  |
|---|---|----|-------|---------|-------------------|-------|--------|------|---------|
|   |   | 区  |       | 分       | 床面積               | 責     | 前年度比   | 構成比  | 床面積     |
|   |   |    |       |         |                   | 千㎡    | %      | %    | 千㎡      |
|   | 建 | 築  | 物計    |         | 9,                | 522.6 | 6.6    | _    | 8,932.5 |
|   | 居 | 住  | 用     |         | 5,9               | 79.3  | 5.8    | 62.8 | 5,650.4 |
| 用 |   | 居  | 住     | 専       | 月 5, <sup>-</sup> | 753.5 | 4.2    | 60.4 | 5,520.1 |
|   |   | 居  | 住 産   | 業併月     | 月 2               | 225.9 | 73.3   | 2.4  | 130.3   |
| 途 | 非 | 居  | 住 用   |         | 3,                | 543.3 | 8.0    | 37.2 | 3,282.1 |
|   |   | 商  | 業・サー  | - ビス業.  | 1,                | 533.6 | 1.0    | 16.1 | 1,519.1 |
| 別 |   | 公主 | 上事業・  | 公務文教    | Ħ (               | 378.5 | 3.5    | 7.1  | 655.5   |
|   |   | 鉱  | エ     | 業       | 1,2               | 244.5 | 25.1   | 13.1 | 994.9   |
|   |   | 農村 | 木水 産業 | € その他.  | Ħ                 | 86.7  | △ 23.1 | 0.9  | 112.7   |

(注) 床面積については、100㎡未満を四捨五入としている。

# 平成 30 年度 月別法定検査実施結果

## ※(一社)愛知県浄化槽協会実施分

|         | 4月    | 5月    | 6月    | 7月    | 8 知   | 日 6   | 10月   | 11月   | 12月   | 1月    | 2月    | 3 油   | 盂      |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| ①検査実施数  | 5,894 | 6,041 | 968'9 | 6,042 | 5,940 | 5,575 | 6,320 | 6,299 | 5,657 | 5,892 | 6,085 | 6,008 | 72,149 |
| ②検査担当人数 | 32    | 33    | 33    | 33    | 32    | 32    | 31    | 31    | 32    | 33    | 33    | 32    | 387    |
| ③専任検査員数 | 32    | 33    | 33    | 33    | 32    | 31    | 31    | 31    | 32    | 33    | 33    | 31    | 385    |
| ④兼任検査員数 | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | -     | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     | -     | 2      |
| ⑤検査従事日数 | 23    | 23    | 26    | 24    | 23    | 22    | 26    | 23    | 22    | 22    | 22    | 24    | 280    |
| 6)延検査日数 | 647   | 667   | 703   | 651   | 644   | 603   | 929   | 667   | 596   | 621   | 641   | 642   | 7,758  |

⑤は、月間の実際に行った日数をいう。

⑥は、検査担当班数(単位)毎の検査従事日数の合計をいう。

# 平成30年度浄化槽法定検査結果及び不適正の主な内容

### <7条検査>

|         |        | ^        |       | ^             |      |        | 752   |              |      | 15.7% |            |
|---------|--------|----------|-------|---------------|------|--------|-------|--------------|------|-------|------------|
| 盂       | 4,803  | 4,803    | 4,803 | 4,803         |      |        | 982   |              |      | 20.4% | 752件       |
|         |        | $\smile$ |       | $\smile$      |      |        | 3,069 |              |      | 63.9% |            |
|         |        | ^        |       | ^             |      |        | 0     |              |      | %0    |            |
| 501∼    | က      | က        | 3     | က             |      |        | _     |              |      | 33.3% | 0件         |
|         |        | _        |       | $\overline{}$ |      |        | 2     |              |      | %2'99 |            |
|         |        |          |       |               |      |        | 0     |              |      | %0:0  |            |
| 201~500 | 7      | 7        | 7     | 7             |      |        | 3     |              |      | 42.9% | 0件         |
| 50      |        |          |       |               |      |        | 4     |              |      | 57.1% |            |
|         |        |          |       | ^             |      |        | 10    |              |      | 20.8% |            |
| 51~200  | 48     | 48       | 48    | 48            |      |        | 7     |              |      | 14.6% | 10件        |
| 5       |        |          |       |               |      |        | 31    |              |      | 64.6% |            |
|         |        | ^        |       | <u> </u>      |      |        | 38    |              |      | 18.1% |            |
| 21~50   | 210    | 210      | 210   | 210           |      |        | 48    |              |      | 22.9% | 38件        |
| N       |        |          |       |               |      |        | 124   |              |      | 29.0% |            |
|         |        | ^        |       | ^             |      |        | 39    |              |      | 31.7% |            |
| 1~20    | 123    | 123      | 123   | 123           |      |        | 15    |              |      | 12.2% | 39件        |
| ,       |        | _        |       | _             |      |        | 69    |              |      | 56.1% |            |
|         |        | ^        |       |               |      |        | 665   |              |      | 15.1% |            |
| 5~10    | 4,412  | 4,412    | 4,412 | 4,412         |      |        | 806   |              |      | 20.6% | 665件       |
|         |        | )        |       |               |      |        | 2,839 |              |      | 64.3% |            |
|         |        | (賽)      |       | (奢)           | (奪)  |        | 不適正   |              |      | 不適正   | ğ件数        |
| 槽       | 牛数     |          | 数     |               |      | おおむね   | 適正    | (g/e)        | おおむね | 瀬正    | 事務所等への通報件数 |
| $\prec$ | 検査依頼件数 |          | 検査実施数 |               | 検査結果 | ₩<br>₩ | 適正    | (ə/g) (%) 索羽 | ゼ    | 適正    | 務所等、       |
|         | 検      |          | 検     |               | 極    |        | 卿     | 丑            |      | 卿     | 卌          |

(注)() )内は、合併処理浄化槽で、内数

| 数 |
|---|
| 世 |
| Ų |
| 缈 |
| 图 |
| 9 |
| 띰 |
| 嬹 |
| K |

|  | 1 | 保守点検の回数             | 681 | 10 | 10 21. 消毒設備の固定状況  | 2 |
|--|---|---------------------|-----|----|-------------------|---|
|  | 7 | 74. 処理水と消毒剤の接触状況    | 375 | 11 | 30. 送風機の稼働状況      | 2 |
|  | 8 | 73. 消毒剤の有無          | 165 | 12 | 12 32. ばつ気装置の稼働状況 | 2 |
|  | 4 | 07. 嵩上げの状況          | 23  | 13 | 43. 流入管渠(路)の水流の状況 | 2 |
|  | 2 | 44. 放流管渠(路)の水流の状況   | 9   | 14 | 14 01. 水平の状況      | - |
|  | 9 | 27. 送風機の設置状況        | 5   | 15 | 09. 雨水の流入状況       | - |
|  | 7 | 13. ポンプ設備の固定状況      | 4   | 16 | 18. 循環装置の固定状況     | - |
|  | 8 | 26. 流入管渠及び放流管渠の設置状況 | 4   | 17 | 39. 調整装置の稼働状況     | - |
|  | 6 | 11. その他の特殊な排水の流入状況  | 2   |    |                   |   |

# 平成30年度浄化槽法定検査結果及び不適正の主な内容

### <11条検査>

| $\prec$   | 槽             |            |        | 5~10   |       |       | 11~20 |       |        | 21~50 |             | 51    | 51~200 |          | 201              | 201~500 |               | 50      | 501∼                  |           | 盂             |       |
|-----------|---------------|------------|--------|--------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------------|-------|--------|----------|------------------|---------|---------------|---------|-----------------------|-----------|---------------|-------|
| 検査依頼件数    | 件数            |            |        | 54,563 |       |       | 3,116 |       |        | 5,644 |             |       | 2,725  |          | "                | 916     |               | Š       | 382                   |           | 67,346        |       |
|           |               | (奢)        | )      | 51,502 | ^     | J     | 2,239 |       | $\cup$ | 3,398 | ^           | . 7   | 2,223  | ^        | ω                | 801     | <u> </u>      | 'n      | 372                   | <u> </u>  | 60,535        | ^     |
| 検査実施数     | 数             |            |        | 54,563 |       |       | 3,116 |       |        | 5,644 |             |       | 2,725  |          | "                | 916     |               | Š       | 382                   |           | 67,346        |       |
|           |               | (奢)        | )      | 51,502 | ^     | Ù     | 2,239 |       | $\cup$ | 3,398 |             | . N   | 2,223  | <u> </u> | w                | 801     | $\overline{}$ | 3       | 372                   | <u> </u>  | 60,535        | ^     |
| 適正        | 通正            | 不適正 37,988 | 37,988 | 14,629 | 1,946 | 1,930 | 798   | 388   | 3,699  | 1320  | 625         | 1,927 | 999    | 132      | 621              | 258 3   | 37 2          | 294 8   | 81 7                  | 46,459    | 46,459 17,752 | 3,135 |
| 比率(%)<br> | (g/e)<br>おおむね |            |        |        |       |       |       |       |        |       |             |       |        |          |                  |         |               |         |                       |           |               |       |
| 適正        | 型順            | 不適正        | %9.69  | 26.8%  | 3.6%  | 61.9% | 25.6% | 12.5% | 65.5%  | 23.4% | 11.1% 70.7% | 70.7% | 24.4%  | 1.8%     | 4.8% 67.8% 28.2% | 8.2% 4. | 0% 7.         | 7.0% 21 | 4.0% 77.0% 21.2% 1.8% | %0'69   % | 26.4%         | 4.7%  |
| 事務所等·     | 務所等への通報件数     | 设件数        |        | 1,946件 |       |       | 388件  |       |        | 625件  |             | _     | 132件   |          | 3                | 37件     |               | 7       | 7件                    |           | 3,135件        |       |

(注)())内は、合併処理浄化槽で、内数

ト 適 上 の 内 郊 ノ 年 数

| 不適正の内容と件数 |       |                          |       |    |                            |    |
|-----------|-------|--------------------------|-------|----|----------------------------|----|
|           | 24182 | 30. 送風機の稼働状況             | 1,403 | 18 | 45. 各単位装置間の水流の状況           | 16 |
|           | 2     | 73. 消毒剤の有無               | 1,091 | 19 | 39. 調整装置の稼働状況              | 15 |
|           | က     | 保守点検の回数                  | 190   | 20 | 47. 原水ポンプ糟及び放流ポンプ槽の水位の状況   | 12 |
|           | 4     | 清掃の回数                    | 667   | 21 | 35. 循環装置の稼働状況              | 10 |
|           | 2     | 14. 接触剤、ろ材、担体等の固定及び保持状況  | 148   | 22 | 52. 生物ろ過槽、担体流動槽の水位及び水流の状況  | 10 |
|           | 9     | 29. ポンプの稼働状況             | 88    | 23 | 66. 汚泥の流出状況                | 5  |
|           | 7     | 74. 処理水と消毒剤の接触状況         | 81    | 24 | 34. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の稼働状況    | 4  |
|           | ∞     | 04. 漏水の状況                | 99    | 25 | 62. 消毒槽の汚泥の堆積状況またはスカムの生成状況 | 4  |
|           | 6     | 08. 浄化槽上部及び周辺の利用または構造の状況 | 47    | 26 | 19. 逆洗装置及び洗浄装置の固定状況        | က  |
|           | 10    | 21. 消毒設備の固定状況            | 47    | 27 | 67. 油脂類の流入状況               | က  |
|           | Ξ     | 27. 送風機の設置状況             | 47    | 28 | 17. 汚泥返送装置及び汚泥移送装置の固定状況    | 2  |
|           | 12    | 38. 制御装置の稼働状況            | 30    | 29 | 26. 流入管渠及び放流管渠の設置状況        | 2  |
|           | 13    | 44. 放流管渠(路)の水流の状況        | 30    | 30 | 36. 逆洗装置及び洗浄装置の稼働状況        | 2  |
|           | 14    | 32. ばつ気装置の稼働状況           | 26    | 31 | 43. 流入管渠(路)の水流の状況          | 2  |
|           | 15    | 15. ばつ気装置の固定状況           | 20    | 32 | 02. 浮上または沈下の状況             | -  |
|           | 16    | 03. 破損又は変形の状況            | 19    | 33 | 11. その他の特殊な排水の流入状況         | -  |
|           | 17    | 23. 隔壁、仕切板及び移流管(ロ)の固定状況  | 17    | 34 | 13. ポンプ設備の固定状況             | -  |
|           |       |                          |       |    |                            |    |

### 〈 2019年度 〉

### 「第33回全国浄化槽技術研究集会」 開催のご案内

公益財団法人日本環境整備教育センターは、「浄化槽の日」の関連行事の一環として「全国浄化槽技術研究集会」を昭和62年度より実施しています。

このたび、令和元年度「第33回全国浄化槽技術研究集会」を実施要綱(案)に基づき開催する運びとなりました。関係各位に、ご周知方よろしくご高配賜りたくお願い申し上げます。

### 実施要綱(案)

我が国の生活排水対策については、少子高齢、人口減少、財政規模の縮小などの社会情勢の変化により新たな対応が求められています。このような状況の中、浄化槽は、効率的・経済的かつ地震などの災害にも強いという特長があり、社会的に高い評価を得ています。また、「地方創生」の観点からもますます重要な役割を果たすことが期待されています。

本研究集会は、浄化槽に関する技術の向上と適正な普及促進を図ることを目的に、昭和 62 年より「浄化槽の日(10月1日)」の関連行事として、毎年開催されています。

全国から浄化槽技術研究会会員、大学・研究機関の浄化槽研究者、浄化槽行政担当者、県・市町村の議会議員、浄化槽業界関係者が集い、浄化槽に関する研究発表・事例発表及びシンポジウムなどを通して最新の情報を提供し、意見交換することは、水環境の保全に寄与し、快適な生活環境を創造する一助として期待されています。

なお、研究発表会では、浄化槽技術に関する計画・設計、施工、保守点検、清掃など、日頃の体験、研究等についての発表をしていただき、発表された課題のうちから優秀と認められる課題に対し研究奨励金を贈呈することとしています。

- 1. 開催期間 令和元年10月9日(水)~10日(木)
  - 1) 令和元年10月 9日(水): 式典・特別講演等
  - 2) 令和元年10月 9日(水):研究発表会
  - 3) 令和元年10月10日(木): 浄化槽検査員研究会
  - 4) 令和元年10月10日(木):第41回浄化槽行政担当者研究会(併催)
- 2. 開催場所 「秋田キャッスルホテル」 秋田県秋田市中通1-3-5
- 3. 主 催 公益財団法人日本環境整備教育センター
- 4.後 援 環境省/国土交通省/農林水産省/秋田県/秋田市 「浄化槽の日」実行委員会/全国浄化槽推進市町村協議会
- - 一般社団法人日本環境保全協会/全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会
  - 一般社団法人全国浄化施設保守点検連合会/
  - 一般社団法人全国浄化槽団体連合会東北地区協議会/

北海道 • 東北地区浄化槽指定検査機関連絡協議会/

- 一般社団法人秋田県浄化槽協会/公益財団法人秋田県総合保健事業団/
- 一般社団法人秋田県空調衛生工事業協会/秋田県管工事業協同組合連合会/

秋田県環境整備事業協同組合

- 6. 参加 者 浄化槽技術研究会会員・行政機関・研究機関・浄化槽指定検査機関・ 浄化槽業界関係者・報道関係者など
- 7. 参加 費 無料(ただし、資料をお求めの場合は実費を頂きます。)

### 2019年度 净化槽試験 - 講習実施予定表

### 《愛知会場》

|         | 種目       | 実施日                    | 受付期間                      | 受付機関   | 申請書配布      |
|---------|----------|------------------------|---------------------------|--|------------|
| 設備      | 設備士試験    | 7月7日(日)                | 4月1日(月)                   | (公財)日本環境整備教育センター<br>〒130-0024<br>東京都墨田区菊川2-23-3<br>TaL03-3635-4881 | 受付終了       |
| <br>  ± |          | 会場∶名古屋市                | (中産連ビル)                   |  |            |
|         | 設備士講習    | 実施予定なし                 |                           |  | ,          |
| 管       | 管理士試験    | 10月27日(日)              | 7月1日(月)                   | (公財)日本環境整備教育センター<br>〒130-0024<br>東京都墨田区菊川2-23-3<br>TEL03-3635-4881 | 教育センターで頒布中 |
| 理       |          | 会場:名古屋市                | (中産連ビル)<br>               |  |            |
| ±       | 管理士講習    | 11月11日(月)<br>11月23日(土) | 9月 30日(月)                 | (一社)愛知県浄化槽協会<br>〒453-0017<br>名古屋市中村区則武本通1-31<br>TEL052-481-7200    | 協会で頒布中     |
|         |          | 会場:名古屋市                | (中産連ビル)                   |  |            |
| 技術管理者   | 技術管理者講習会 | 7月23日(火)               | 6月11日(火)<br>と<br>6月24日(月) | (一社)愛知県浄化槽協会<br>〒453-0017<br>名古屋市中村区則武本通1-31<br>Tal052-481-7200    | 受付終了       |

<sup>\*</sup>講習等の実施日及び受付期間については、会場の都合により変更することがあります。

<sup>\*</sup>他会場での実施も予定されていますので、(一社)愛知県浄化槽協会までお問合わせください。

### く ご存じですか?>



### 浄化槽管理士証・浄化槽技術管理者受講修了証明証 発行について

浄化槽管理士・浄化槽技術管理者の方々には、(公財)日本環境整備教育センターから、携帯用管理士証又は技術管理者受講修了証明証が発行されています。

手帳様式になっていますので、持ち運びに便利です。

申請手続きは当協会で行っていますので、ぜひこの機会にお手続きください。

参考:申請手数料 2,625円(税込み)

担当: (一社) 愛知県浄化槽協会 総務課 林 TEL: 052-481-7200

### く 会員情報>

入会

### 平成31年3月

(日付順)

■木曽川環境クリーン株式会社 (使用管理部会) 代表取締役 松本 年夫 所在地 〒493-0001 一宮市木曽川町黒田字松山東南ノ切 56 電 話 0586-86-8271 FAX 0586-86-8273

### 変更

### 平成31年1月

■日章工業株式会社 (使用管理部会) 代表者変更 新:川地 勝誠

### 平成31年3月

■東洋衛生株式会社 (使用管理部会) 代表者変更 新:田中 廣光

■碧南環境衛生株式会社 (使用管理部会) 代表者変更 新: 苅谷 正基

### 平成31年4月

■株式会社西原ネオ (製造販売・施工・使用管理部会) 代表者変更 新:支店長 栗林 卓也

### 令和1年5月

■株式会社瓶久商店(製造販売部会) 住所変更 新:〒493-8001 一宮市北方町北方字宝江新田 27-1

### 令和1年7月

■株式会社千代田組 (製造販売部会) 代表者変更 新:支店長 柴山 哲也

■株式会社ハウステック (製造販売・施工・使用管理部会) 代表者変更 新:支店長 塩原 武

### 退会

平成31年2月 ■天野住設株式会社 (施工部会)

平成31年3月 ■竹内配管株式会社 (施工部会)

令和1年6月 ■前澤化成工業株式会社 (製造販売部会)



### 協会休日のお願い

日頃は、当協会の運営にあたり、ご理解とご協力を賜り 厚くお礼を申し上げます。

つきましては、下記のとおり休日とさせていただきますので 何かとご迷惑をおかけいたしますが、

ご理解ご協力のほどを、よろしくお願い申し上げます。

### 8月13日(火)~8月15日(木)



### ●発 行 一般社団法人 愛知県浄化槽協会

• 事 務 局 〒453-0017 名古屋市中村区則武本通1-31

 $TEL\langle 052\rangle 481-7200$   $FAX\langle 052\rangle 481-7207$ 

• 法 定 検 査 部 〒453-0017 名古屋市中村区則武本通1-31

 $TEL\langle 052\rangle 481-7160$   $FAX\langle 052\rangle 481-7163$ 

• 豊田業務所 〒471-0064 豊田市梅坪町9-5-10

 $TEL\langle 0565\rangle 37-3360$   $FAX\langle 0565\rangle 37-3361$ 

•春日井業務所 〒487-0024 春日井市大留町2-2-18

 $TEL\langle 0568\rangle 53-3721$   $FAX\langle 0568\rangle 53-3722$ 

• 名古屋西業務所 〒452-0911 清 須 市 西 須 ヶ 口 32 - 1

 $TEL\langle 052\rangle 618-6351$   $FAX\langle 052\rangle 618-6352$